

職業紹介事業に係る個人情報適正管理規程

- 1 この規程は、公益財団法人仙台市産業振興事業団処務規程（平成8年11月26日規程第1号。以下「処務規程」という。）及び公益財団法人仙台市産業振興事業団個人情報管理規程（平成18年4月1日規程第18号）に基づき、公益財団法人仙台市産業振興事業団（以下「事業団」という。）の保有する職業紹介事業に係る個人情報の適切な管理のための必要な措置について定め、その保有個人情報の漏えい、滅失、き損等を防止し、適正な管理を図ることを目的とする。
- 2 当該保有個人情報を取り扱う事業所内の職員の範囲は、総務部人材確保支援課の職員とする。個人情報取扱責任者（以下「取扱責任者」という。）は、職業紹介責任者 名古屋 聡とする。

また、職員は、業務上の目的で保有個人情報を取り扱う場合であっても、次に掲げる行為については、取扱責任者の指示に従い、必要最小限の範囲において行うものとする。

 - （1）保有個人情報の複製
 - （2）保有個人情報のメール等による送信
 - （3）保有個人情報が記録されている媒体の外部への送付又は持ち出し
 - （4）その他保有個人情報の適切な管理に支障を及ぼすおそれのある行為
- 3 職員は、取扱責任者の指示に従い、保有個人情報が記録されている媒体を定められた場所に保管するとともに、必要に応じ、耐火金庫等への保管、施錠等を行うものとする。
- 4 職業紹介責任者は、保有個人情報を取り扱う2に記載する事業所内の職員に対し、個人情報取扱いに関する教育・指導を年1回実施することとする。

また、職業紹介責任者は、少なくとも5年に1回は職業紹介責任者講習会を受講するものとする。
- 5 取扱者は、個人の情報に関して、当該情報に係る本人から情報の開示請求があった場合は、その請求に基づき本人が有する資格や職業経験等客観的事実に基づく情報の開示を遅滞なく行うものとする。さらに、これに基づく訂正（削除含む。以下同じ）の請求があったときは、当該請求が客観的事実に合致するときは、遅滞なく訂正を行うものとする。

また、個人情報の開示又は訂正に係る取扱いについて、職業紹介責任者は、求職者への周知に努めることとする。

6 求職者等の個人情報に関して、当該情報に係る本人からの苦情の申出があった場合については、苦情処理担当者は誠意を持って適切な処理をすることとする。

なお、個人情報の取扱いに係る苦情処理担当者は、職業紹介責任者 名古屋聡とする。

7 取扱責任者は、保有個人情報の取扱いに係る業務を外部に委託する場合には、個人情報の適切な管理を行う能力を有する者を選定しなければならない。

また、契約書に、次に掲げる事項を明記するとともに、委託先における責任者等の管理体制、個人情報の管理状況についての検査に関する事項等の必要な事項について書面で確認するものとする。

- (1) 個人情報に関する秘密保持等の義務
- (2) 再委託の制限又は条件に関する事項
- (3) 個人情報の複製等の制限に関する事項
- (4) 個人情報の漏えい等の事案の発生時における対応に関する事項
- (5) 委託終了時における個人情報の消去及び媒体の返却に関する事項
- (6) 違反した場合における契約解除の措置その他必要な事項

8 取扱責任者は、必要に応じ保有個人情報の特性及び利用・管理の実態に応じて、保有個人情報の適切な管理に関する定めを作成するものとする。

令和5年4月1日

公益財団法人仙台市産業振興事業団
無料職業紹介所